

○桐生市新里町ふれあい農園事業実施要綱

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業者以外の市民が野菜を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、桐生市新里町ふれあい農園(以下「農園」という。)を設置し、農園事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(農園の位置等)

第 2 条 農園の位置等は、次のとおりとする。

- (1) 位置 桐生市新里町新川 1733 番地
- (2) 面積 3,060 平方メートル

(利用者の要件)

第 3 条 農園を利用することができる者は、桐生市内に住所を有する者とする。

(利用区画)

第 4 条 農園を利用することができる区画は、1 世帯 1 区画とする。ただし、空き区画がある場合は、この限りでない。

(募集及び申込み)

第 5 条 利用者を募集するときは、あらかじめその方法を桐生市広報等に掲載するものとする。

2 農園を利用しようとする者は、新里町ふれあい農園利用申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の決定)

第 6 条 市長は、前条第 2 項の規定により申込みをした者の中から利用者を決定する。

2 申込みをした者の数が募集した数を上回るときは、抽選により利用者を決定するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により決定した利用者に対し、新里町ふれあい農園利用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(利用期間)

第 7 条 利用期間は、おおむね 1 年間(4 月 1 日から翌年 3 月 20 日まで)とする。ただし、継続して利用するときは、これを 3 年間継続することができる。

(利用料)

第 8 条 利用料は、1 区画につき年間 5,000 円とする。

2 利用者は、前条の利用料を指定された期日までに支払うものとする。

(利用料の還付)

第9条 既に納めた利用料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を返還することができる。

- (1) 利用者に責任のない理由によって利用ができなくなった場合
- (2) その他市長が必要と認める場合
(利用者の遵守事項等)

第10条 利用者は、農園の利用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培に使用する生産資材等は利用者の負担とすること。
- (2) 利用者は、管理及び運営のための市の指導を厳守すること。

2 利用者は、利用の許可を受けた区画については利用の権利以外の権利を有さない。

(禁止行為)

第11条 利用者は、農園において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 農園を営利を目的として利用すること。
- (3) 農園の利用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供すること。
- (4) 他の利用者又は周辺の民家等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) その他農園の設置目的に反すること。

(利用の取消し)

第12条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取消しすることができる。

- (1) 利用者が利用の辞退を申し出たとき。
- (2) 利用者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者が第8条に規定する利用料を指定された期日までに納入しないとき。
- (4) 利用者が第11条に掲げる行為をしたとき。
- (5) 利用者が栽培等を放棄したと認められるとき。

(農園の返還)

第13条 利用者は、利用期間が終了したとき、又は前条の規定により利用を取り消されたときは、速やかに利用していた農園の区画を現状に復し、返還しなければならない。

(損害賠償及び損失の補償)

第14条 利用者は、自己の責任で農園を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は農園の利用を取り消したとき、又は農園で天災、病虫害、事故等が発生したときは、利用者の栽培作物その他の損失について、いかなる補償もしない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、農園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(桐生市新里町ふれあい農園貸付要綱の廃止)
- 2 桐生市新里町ふれあい農園貸付要綱(平成 21 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 農園の利用に係る申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

様式第 1 号(第 5 条関係)

新里町ふれあい農園利用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

新里町ふれあい農園利用許可書

[別紙参照]

新里町ふれあい農園利用申請書

利 用 者 住 所	桐生市
フリガナ	
利 用 者 氏 名	
電 話 番 号	
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
利 用 料	金5,000円
<p>上記により利用したいので申請いたします。利用に当たっては、桐生市新里町ふれあい農園事業実施要綱等を守り、係員の指示に従うことを約束します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 桐生市</p> <p>氏 名 印</p> <p>(宛先) 桐生市長</p>	

※申込者多数の場合は抽選で利用者を決定しますので、希望に添えない
 こともありますので御了承ください。

様式第2号（第6条関係）

新里町ふれあい農園利用許可書

利用者住所	桐生市
利用者氏名	
電話番号	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
区画番号	
<p>上記により利用を許可します。利用に当たっては、桐生市新里町ふれあい農園事業実施要綱を厳守すること。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">桐生市長</p> <p style="text-align: center;">様</p>	